

# 産業建設常任委員会審査日程

日 時 令和4年3月16日（水）  
一般会計産業建設分科会終了後から  
場 所 第1委員会室

## 審査内容

- 1 シルバー人材センターに対する支援（インボイス制度の取扱い）について  
意見書の提出を求める陳情書について
- 2 閉会中の継続調査事項について

## 「シルバー人材センターに対する支援を求める意見書」(案)

シルバー人材センター(以下「センター」という。)は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき設立された公的団体であり、地域の日常生活に密着した就業機会を提供することなどにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減などに貢献している。

令和5年(2023年)10月に、消費税において適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)が導入される予定となっているが、同制度が導入されると、免税事業者であるセンターの会員はインボイスを発行することができないことから、センターは仕入税額控除ができなくなり、新たに預かり消費税分を納税する必要が生じる。しかし、公益法人であるセンターの運営は収支相償が原則であり、新たな税負担の財源はない。センターにとっては、新たな税負担はまさに運営上の死活問題である。

仮に、この税負担の財源を確保するため、センターが、会員への配分金から消費税相当額を減ずる等の会員との取引条件を見直すこととすれば、社会参加・健康維持に重きをおいた「いきがい就業」により地域社会に貢献しようと努力している会員のやる気、生きがいを削ぎ、ひいては地域社会の活力低下をもたらすものと懸念される。また、人生100年時代を迎えて、国の目指す生涯現役社会の実現に逆行するものとも考える。

消費税制度においては、小規模事業者への配慮として、年間課税売上高が1,000万円以下の事業者は消費税の納税義務が免除されているところであり、少額の収入しかないセンターの会員の手取額がさらに減少することなく、センターにおいて、安定的な事業運営が可能となる措置を要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年 月 日

## 閉会中の継続調査事項について

委員会名	調査事項	調査期間
産業建設 常任委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 商業及び工業に関すること。</li> <li>・ 企業立地に関すること。</li> <li>・ 労政に関すること。</li> <li>・ 公共交通に関すること。</li> <li>・ 農業、林業、畜産業及び水産業に関すること。</li> <li>・ 卸売市場に関すること。</li> <li>・ 小型自動車競走事業に関すること。</li> <li>・ 道路及び橋梁<small>りょう</small>に関すること。</li> <li>・ 河川及び港湾に関すること。</li> <li>・ 都市計画に関すること。</li> <li>・ 駐車場事業に関すること。</li> <li>・ 都市開発に関すること。</li> <li>・ 公園及び緑地に関すること。</li> <li>・ 下水道及び農業集落排水に関すること。</li> <li>・ 建築及び住宅に関すること。</li> <li>・ 水道事業に関すること。</li> <li>・ 新型コロナウイルス感染症に関すること（産業建設常任委員会所管部分に限る。）。</li> </ul>	令和4年3月定例会前日まで継続して閉会中調査する